

5. 支援対象 子ども3人以上の多子世帯について

【扶養している「子ども」の数の考え方】

- ・ 2026年度前期に申し込みを行う場合、扶養する「子ども」の数は、原則として申請時点で確定している直近の年末時点（2026年度前期の採用では、2024年12月31日）における税情報によりJASSOが確認します。

申請時期	判定に用いる住民税課税情報
2026年度前期採用（予定）	2024年12月31日時点
2026年度後期採用（予定）	2025年12月31日時点

- ・ 2026年度前期の採用においては、2024年12月31日時点で、3人以上「子ども」が同時に扶養されている必要があります。
- ・ 3人以上同時に扶養されていても、申請者本人が扶養されていない場合は支援対象外となります。
- ・ 申請日時点で扶養を外れていても、2024年12月31日時点で、扶養されていれば、「子ども」の数に含めることができます。
- ・ 2024年12月31日以降（2025年1月1日～2026年3月31日の期間）に新たに生まれた生計維持者の実子は、「子ども」の数に加えることができます。該当する場合は、大学に申告してください。
- ・ 多子世帯の判定は、マイナンバーを通じて扶養状況の確認をJASSOが行います。要件に当てはまるかどうかの判定は大学ではできません。確認したい場合は、申請を行い、JASSOの判定の結果を待ってください。
- ・ 2026年度前期の採用で、多子世帯と認定されても、10月の適格認定（家計）で多子世帯として認定されない場合、後期については支援対象外となります。
（10月の適格認定（家計）では、2025年12月31日時点の住民税課税情報で判定します。）

※支援対象となる多子世帯の考え方

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている 場合				
	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	 支援対象	 支援対象  支援対象	 支援対象	 対象外
高校生 以下	 			
※  は扶養する子供				

重要【注意点】
このケースの場合、
2026年4月時点で兄が社会人となり、
生計維持者の扶養から外れていても、
2024年12月31日時点で、
生計維持者に扶養されていたのであれば、
「子ども」の数に含まれ、
多子世帯に該当します。